不登校児童生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン

第1 基本的な考え方

1 策定の趣旨

不登校児童生徒の中には、家庭にいながらも学校と連携し、ICT等を用いて相談・指導を受け、社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援するため、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年 10月25日付け元文科初第698号。(以下「文部科学省通知」という。))に基づき、学校長の判断により、一定の要件を満たす場合には、ICT等を活用した学習活動を指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を評価に反映できることとされている。

この度学校長が総合的な判断を行うにあたって、本市共通の目安及び取扱いを設けておくことが望ましいと考え、ガイドラインを定めるものである。

2 支援の視点

不登校児童生徒の支援については、多様な教育機会を確保する必要があることから、I CTを活用した学習活動についても出席扱いとすることができることを、文部科学省通知 を踏まえて定めるものであるが、ICTを活用した学習活動を出席扱いすることにより、 家庭内にひきこもりがちな期間が長期化することも懸念されることから、個々の児童生徒 の状況を踏まえつつ、学校への登校(いわゆる別室登校や放課後登校を含む。)、教育支援 センターや民間施設での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくこ とが大切である。

第2 対象児童生徒

本ガイドラインの対象となる児童生徒は、長期欠席児童生徒の通知書の対象となる者(学校教育法施行令第 20 条に規定する学齢児童生徒をいい、病欠及び出席停止の対象となる者を除く。)であって、学校へ登校することができない状況が継続することが見込まれることから、ICTを活用した学習活動を行うことを希望するものとする。

第3 出席扱い等の要件

ICTを活用した学習活動のうち、指導要録上出席扱いできるのは、原則として、下記のすべての要件を満たす場合とする。

- (1) 児童生徒が教育支援センターや民間施設において、相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。
- (2) 自宅において I C T を活用して行う学習活動であること。
- (3) 家庭訪問、学校への登校(放課後登校などを含む。)、オンラインの活用等により児童生 徒への対面指導が定期的かつ継続的に行われていること。なお、定期的とは、少なくても

月1回以上とする。

- (4) 保護者と学校との間で定期的に教育相談を行うなど十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (5) 児童生徒の学習活動の状況が書面等により確認できること。
- (6) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

第4 ICTを活用して行う学習活動

上記第3の(2)の「自宅においてICTを活用して行う学習活動」とは、次のいずれかの方法による学習活動とする。

- 1 オンラインを活用して在籍校の授業を視聴する学習活動 次のいずれかの場合による学習活動が行われていること。
 - (1) 同時双方向型配信授業により学習活動をした場合
 - (2) 同時一方向型配信(いわゆるライブ配信)型授業により学習活動を行い、児童生徒が 授業に関する内容、感想等を記載し、対面指導等の際にその学習をした内容が確認でき る場合
 - (3) オンデマンド型配信授業による学習活動を行い、児童生徒が授業に関する内容、感想等を記載し、対面指導等の際にその学習をした内容が確認できる場合
- 2 民間業者が提供する I C T 教材を活用した学習活動 民間業者が提供する I C T 教材を活用して学習活動をした場合であって、次の3つの要件に該当するものであること。
 - (1) 児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
 - (2) 学習の計画や内容は、学校の教育課程に沿っており、学校における科目の単元の学習 進度に一定程度合わせた学習活動であること。
 - (3) 学習履歴、学習時間、確認テストの結果などを対面指導等の際に確認できること。

第5 出席扱いとする場合の学習活動の時間

出席扱いとする場合の1日の活動の最低時間は、1単位時間を目安とする。この場合における1単位時間とは次に掲げる内容をいう。

- (1) オンラインを活用して在籍校の授業を視聴する学習活動 授業1コマの学習
- (2) 民間業者が提供する I C T 教材を活用した学習活動 小学生においては 4 5 分、中学生においては 5 0 分以上の学習

第6 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び児童生徒が自宅においてオンラインによる学習活動を行ったことが分かるように記入すること。

(例:出席日数100日(うち出席扱い20日(自宅でのオンライン授業配信による))

第7 その他

不登校児童生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の 出席取扱いについて、本ガイドラインに定められていない内容については、文部科学省通知 を参考に判断するものとする。

第8 チェックシート

上記第3に定める出席扱い等の要件を児童生徒及び保護者と確認する場合のチェックシートを別紙のとおり作成したので参考にしてください。

第9 適用開始日

本ガイドラインは、令和5年4月1日から適用する。

別紙

ICTを活用した学習活動に係る出席扱い等の要件チェックシート

	要件項目	チェック内容	
1	児童生徒が教育支援センターや民間施設に	相談・指導の確認	
	おいて、相談・指導を受けられない場合に行	・ふらっとくらぶや民間施設の相談・指導の可能の可否	
	う学習活動であること	可・君	可・否
2	自宅においてICTを活用して行う学習活動		有∙無
	であること		有∙無
		教材名等	
	家庭訪問、学校への登校(放課後登校などを	本人との学習指導又は教育相談の予定	
3		本人との子首指導文は教育相談のアと ○相談方法	
	への対面指導が定期的(少なくても月1回以	○頻度	
	上)かつ継続的に行われていること		
4	保護者と学校との間で教育相談を行うなど	保護者との教育相談の予定	
	十分な連携・協力関係が保たれていること	〇相談方法	
		〇頻度	
	 	 学習活動の確認方法	
5	等により確認できること	○提出してもらう内容は?	
	ずにより確認とさること	○徒山してもらり内谷は:	
	 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学	 学習活動の成果を評価できるかどうか	
6	校が把握した当該学習の計画や内容がその学	できる・できない	
	校の教育過程に照らし適切と判断される場合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	であること		
	· · · · · · ·		